様式３（第５関係）

事業所用太陽光発電システムの導入を行う事業に関する宣誓書

　　年　　月　　日

（宛先）富士市長

宣誓者 法人名・屋号等 　　代表者名 印

※自署又は押印

 住所

事業所用太陽光発電システムの導入を行う事業の実施にあたり、次のことを宣誓いたします。

（以下の内容を確認し、該当するものにチェックをしてください。）

[ ]  敷地内に太陽光発電システムを導入する場合、発電し消費する電力量（自家消費電力）が、当該太陽光発電システムで発電する電力量の５０％以上であること。

[ ]  敷地外に太陽光発電システムを導入する場合、太陽光発電システムで発電する電力が、自営線により自らに供給され消費されること。

[ ]  系統連系を開始した翌月から１年間の毎月の発電電力量及び自家消費電力量について、根拠となる資料を添えて報告を行うこと。

[ ]  系統連系を開始した翌月から５年間の毎月の発電電力量及び自家消費電力量についてデータを保存し、いつでも開示できるようにすること。

[ ]  対象となる設備について、重複して、国等の他の補助金申請を行わず、補助金交付を受けていないこと。

[ ]  整備する設備は、商用化され、導入実績があり、新品であること。

[ ]  本事業によって導入する事業所用太陽光発電システムが法定耐用年数を経過するまでの間は、温室効果ガス排出削減効果をＪ-クレジット制度へ登録しないこと。

[ ]  本事業によって得られる環境価値のうち、申請者が需用した電力に紐付く環境価値が申請者に帰属すること。

[ ]  電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23 年法律第108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。

[ ]  電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

[ ]  再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等（専らFIT の認定を受けた者に対するものを除く。）に準拠すること。

[ ]  地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

[ ]  関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

[ ]  防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

[ ]  一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。なお、詳細は資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室が定める「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」を参照すること。

[ ]  電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

[ ]  適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

[ ]  接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

[ ]  防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害や自然破壊防止、近隣への配慮を行うよう努めること。

[ ]  交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市の条例を含む。）の規定を遵守すること。

＜導入容量が10kW以上の場合＞

[ ]  導入容量が10kW 以上の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

[ ]  災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

＜導入容量が20kW以上の場合＞

[ ]  導入容量が20kW 以上の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。